

定 款

川口化学工業株式会社

(2023年2月24日改定)

目 次

第1章 総 則

第2章 株 式

第3章 株 主 総 会

第4章 取締役および取締役会

第5章 監 査 等 委 員 会

第6章 会 計 監 査 人

第7章 計 算

第1章 総 則

第1条(商号)

当会社は、川口化学工業株式会社と称する。英文では、KAWAGUCHI CHEMICAL INDUSTRY CO., LTD. とする。

第2条(目的)

1. 当会社は、下記の事業及びこれに関連する事業を営むことを目的とする。
 - (1) ゴム薬品の製造販売
 - (2) 写真薬品の製造販売
 - (3) 高分子材料及びその添加剤の製造販売
 - (4) 染料、顔料及びその中間物の製造販売
 - (5) 農薬、肥料、殺菌剤及びその中間物の製造販売
 - (6) 医薬、医薬部外品、化粧品及びその中間物の製造販売
 - (7) 食品、飼料及びその添加物並びに中間物の製造販売
 - (8) 高圧ガスの製造販売
 - (9) 界面活性剤及び油脂・油剤の製造販売
 - (10) 不動産の賃貸借管理
 - (11) 発電及び売電に関連する業務
 - (12) 前記各号に付帯する事業又は関連する一切の業務
2. 当会社は、その経営上必要と認める他会社の株式所有並びに前項の目的を達成するため必要又は有利な事業に投資することができる。

第3条(本店)

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買い取りその他株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

1. 当会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条（株主総会の招集）

定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第14条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。但し、代理人は、株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条（員数）

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条（取締役の選任）

1. 取締役は株主総会の決議によって選任する。
2. 第1項の規定による取締役の選任は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と、監査等委員である取締役とを区別して、選任する。
3. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 第1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

1. 取締役の任期は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
2. 監査等委員である取締役については、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

1. 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条（取締役会議長および招集権者）

1. 取締役会は、取締役の中から取締役会議長を選定する。
2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会議長が招集する。取締役会議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の2日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとし、取締役会においては取締役全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができるものとする。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。

第28条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第29条（報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議により監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第30条（責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第31条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに、各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとし、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができるものとする。

第32条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第33条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事については、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。

第34条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第35条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第36条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第37条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第39条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年12月1日より翌年11月30日までとする。

第40条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第41条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

第42条（配当金の除斥期間）

当会社は、期末配当金および中間配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、その支払いの義務を免れるものとする。